

令和8年3月

入札参加資格登録をされている皆様へ

大阪府環境農林水産部

新たな「公共工事設計労務単価」等の適用について（お知らせ）

農林水産省より、令和8年3月から適用する新たな「公共工事設計労務単価」、「設計業務委託等技術者単価」、「施設機械工事等労務単価」が示されました。

大阪府環境農林水産部では、新たな設計労務単価の適用について下記のとおり取り扱いますので、お知らせします。単価の詳細については、以下のページにて公開しております。

建設工事等に関する技術情報（環境農林水産部）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kannosomu/nyusatujoyoho/gijyutsu-jyouhou.html>

記

- 測量・建設コンサルタント等業務契約及び委託契約（設計業務委託等技術者単価を使用して積算する案件のみ）
  - ・ 令和8年3月1日以降に公告する案件より、新労務単価を適用する。

- 工事請負契約及び委託契約（工事の積算基準による案件のみ）
  - ・ 令和8年3月**27**日以前に公告する案件は、旧労務単価を適用する。  
（令和8年3月**27**日以前に公告する案件のうち、令和8年3月1日以降に契約を締結するものは、特例措置の対象となります。特例措置の詳細については、以下のリンク先をご覧ください。）

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置の実施について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/106060/tokurei.pdf>

- ・ 令和8年3月**30**日以降に公告する案件は、新労務単価を適用する。

環境農林水産部 環境農林水産総務課

契約・金融グループ

TEL 06-6941-0351（内線 2727・2726）